

千葉県立保健医療大学教授会規程

平成21年4月1日
規程 第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第15条第5項の規定により、教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、健康科学部の教授をもって組織する。

(会議)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

4 学部長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(会議の成立及び議事)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学部長は、必要に応じ構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 学長及び事務局長は、教授会に出席して発言することができる。

(議事録)

第7条 教授会は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。